

2 情 審 第 87 号

令和2年(2020年)10月12日

つくば市教育委員会教育長 森田 充 様

つくば市情報公開・個人情報保護審査会

会長 横 田 由 美 子

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項の規定に基づく調査審議の結果について（答申）

令和2年(2020年)6月5日付け2教総第192号による諮問のあった令和元年(2019年)11月12日付け審査請求に係る決定の適否について、別紙のとおり答申します。

別紙

## 答申書

### 第1 審査会の結論

令和元年（2019年）8月21日付け特定記号番号でつくば市教育委員会教育長（以下「本件実施機関」という。）が行った不開示決定処分に、違法又は不当な点はない。

ただし、処分庁であり審査庁であるつくば市教育委員会教育長においては、附帯意見を真摯に受け止められたい。

### 第2 事案の概要

- 1 令和元年8月6日、審査請求人は、つくば市情報公開条例（平成27年条例第27号。以下「本件条例」という。）第3条の規定により、請求に係る行政文書の名称その他の行政文書を特定するに足りる事項（本件条例第4条第1項第2号。）を「特定学校の■■■■年度■学年に在籍したAとBに係わり、Bの保護者・C（電話番号■■■■-■■■■-■■■■）と特定学校の関係者（当時）、担任教師のD、もしくはE校長（当時）、もしくはF教頭（当時）との面談・通信・通話記録、報告書、又は日誌その他の一切の書面及び電磁的記録。特に■■■■■■■■■■。」（以下「本件対象文書」という。）とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行なった。
- 2 令和元年8月21日、本件実施機関は、開示しない理由を「文書不存在 上記開示請求に係る保有個人情報について面談・通信・通話記録、報告書の文書は保有していない。保健日誌等の法定帳簿には上記の記録はない。学級経営簿への記録の有無は不明だが、1年保存で破棄されているため、当時の状況を記録している文書は存在しないため。」とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで審査請求人に通知した（特定記号番号）。

- 3 令和元年11月12日、審査請求人は、つくば市教育委員会教育長に対し、本件処分取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 つくば市教育委員会教育長は、文書及び電磁的記録の開示義務を怠っている可能性がある。
- 2 証拠書類から鑑みて、Cと特定学校との間でコンタクトがあったことは明らかであり、当時の教職員が在籍している現状において記録の有無の確認は可能であることから、不開示決定処分は不当である。

### 第4 本件実施機関の主張の要旨

- 1 学校日誌、保健日誌及び看護日誌の法定帳簿、生徒指導の記録などを確認したが、請求のあった保有個人情報の記録はなかった。学級経営簿に記録されていた可能性はあるが、学級経営簿の保存期間は1年であり、既に廃棄されていることから文書不存在とした。
- 2 当時の記録の有無について確認は可能であるが、確認した結果、文書不存在を理由に不開示決定処分を行ったことは妥当である。

### 第5 調査審議の過程

当審査会は、本件審査請求について、以下のとおり、調査審議を行なった。

令和2年7月13日 審議

### 第6 当審査会の判断

- 1 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件実施機関は、「文書不存在 上記開示請求に係る保有個人情報について面談・通信・通話記

録、報告書の文書は保有していない。保健日誌等の法定帳簿には上記の記録はない。学級経営簿への記録の有無は不明だが、1年保存で破棄されているため、当時の状況を記録している文書は存在しないため。」として、本件処分を行なった。これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めているところ、本件実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書が存在するか否かについて検討を行う。

- 2 審査請求人は、つくば市教育委員会教育長は、文書及び電磁的記録の開示義務を怠っている可能性がある旨及び証拠書類から鑑みて、Cと特定学校との間でコンタクトがあったことは明らかであり、当時の教職員が在籍している現状において記録の有無の確認は可能であることから、不開示決定処分は不当である旨を主張する。

しかし、審理の全趣旨及び各証拠を考慮しても、本件対象文書が存在すると認めるに足りる事情はうかがわれない。

- 3 以上から、本件処分に違法又は不当な点はない。
- 4 ただし、処分庁であり審査庁であるつくば市教育委員会教育長においては、附帯意見を真摯に受け止められたい。

## 第7 附帯意見

### 文書不存在の理由について

文書不存在を理由とする不開示決定は、当該文書の有無についての判断資料が処分庁にしかなく、説明責任の観点からも、処分庁は処分の適法性・妥当性について、十分な説明力をもって、かつ慎重に処分を行うことが期待される。

このことを踏まえ、廃棄したという理由で文書不存在を主張する場合において、十分な説明を可能にするために、行政文書の廃棄に当たっては、事務処理的に困難でない範囲で、その記録を残されたい。

処分庁であり審査庁であるつくば市教育委員会教育長においては、今後、この点に留意されたい。